

(資料四)

平成三十年六月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

旅館業法施行条例の一部を改正する条例	1
島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例	1

第74号議案

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

旅館業法の一部を改正する法律の施行等に伴い、旅館業施設に係る構造設備の基準等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 旅館業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとすること。

ア 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

イ 客室又は便利な位置に、適当な数の便所及び洗面所を設けること。

ウ 便所には、手洗設備を設けること。

エ 洗面所には、適当な数の水栓を設けること。

オ 浴室は、外部から見通すことのできない構造とすること。

カ 共同浴室は、貯湯槽を設置する場合にあっては、土ぼこり及び汚水が入らず清掃しやすい構造であること等とすること。

(2) 旅館業施設に係る衛生措置の基準は、定期的に清掃することとすること。

(3) 客室、寝具類、洗面所及び便所に係る衛生措置の基準を廃止すること。

(4) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第75号議案

島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例

1 提案理由

住宅宿泊事業法の施行に伴い、住宅宿泊事業の適正な実施を確保するため、住宅宿泊事業の実施の制限に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次の表のとおりとす

ること。

区域	期間
1 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）の敷地の周囲100メートル以内の区域	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び学校の休業日（授業等を行わない日をいう。）を除く。）
2 児童福祉法に規定する児童福祉施設及び旅館業法施行条例に規定する施設の敷地の周囲100メートル以内の区域	当該施設が開所している日又は開館している日
3 1及び2の区域のほか、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を早急に防止することが特に必要である区域として規則で定める区域	当該区域における住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化の事情を勘案し、これを防止することが特に必要である期間として規則で定める期間

- (2) 知事は、(1)の表の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならないこと。
- (3) 住宅宿泊事業を営む旨の届出をした、又は届出をしようとする者から住宅宿泊事業の実施に係る申請があった場合において、(1)の表の区域における生活環境の保持の観点から(1)の表の期間の全部又は一部について制限する必要がないと知事が認めるときは、当該申請をした者は当該期間に住宅宿泊事業を実施することができること。
- (4) 知事は、(3)の申請があった場合においては、当該区域を管轄する市町村長に、当該申請に関し、住宅宿泊事業の実施を制限する必要があるかどうかについての意見を求めるものとする。
- (5) 住宅宿泊事業を営む旨の届出がされた後に、当該届出に係る住宅の所在する区域が(1)の表の区域に該当することとなった場合の当該住宅における住宅宿泊事業については、その該当することとなった日から60日を経過する日までの間は、当該住宅宿泊事業の実施を制限しないこと。

3 施行期日

公布の日から施行する。

(資料五)

平成三十年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	1
---	---

第76号議案

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

医療法の改正に伴い、病院及び診療所の人員、施設等に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 病院又は診療所の既存の病床数を算定するに当たって行う補正の基準を次のとおりとすること。

ア 無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床を既存の病床数に算定すること。

イ 介護老人保健施設の入所定員数について、既存の病床数とみなさないこと。

(2) 療養病床を有する病院又は診療所における看護師等の員数の基準に係る経過措置を平成36年3月31日まで延長すること。

(3) 引用する条項の整理

(4) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(3)については、医療法等の一部を改正する法律附則第1条第3号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。